

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請手続

土地の取得に対して課税される不動産取得税に対して、次の要件を満たす場合は、**一定期間に限り、減額すべき相当額の税額の徴収猶予を申請することができます。**

対象となる要件

土地を取得後、一定期間内にその土地の取得に対する**不動産取得税の減額の適用がある住宅**を取得する場合

□ 不動産取得税の減額がある住宅とは

1 新築住宅の場合

- ・ 次の①もしくは②のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①土地の取得から 2 年以内に新築されるものであること。（令和 8 年 3 月 31 日までの取得については 3 年以内（土地の取得の日から 3 年以内に新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては 4 年以内））
 - ②土地を取得した日前 1 年以内に新築されていたものであること。
- ・ 床面積（住宅用家屋としての車庫・物置等を含む）が 50 m²（賃貸共同住宅は 40 m²）以上 240 m²以下であること。

2 中古住宅（耐震基準適合既存住宅）の場合

- ・ 土地の取得から 1 年前後以内に取得すること。
- ・ 取得した人が自ら居住すること。
- ・ 床面積（住宅用家屋としての車庫・物置等を含む）が 50 m²以上 240 m²以下であること。
- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日以降に新築されたもの、若しくは昭和 56 年 12 月 31 日以前の新築分で新耐震基準に適合していることが建築士等から証明されたものであること（取得の日前 2 年以内に調査を受けたものに限る。）

3 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）の場合

- ・ 土地の取得（平成 30 年 4 月 1 日以降の取得に限る）から 1 年前後以内に取得すること。
- ・ 住宅の取得後 6 ヶ月以内に耐震改修を行い、新耐震基準に適合しているについて建築士等から証明を受け、取得した人が自ら居住すること。

※ 徴収猶予の適用が受けられるかどうかは、次頁の不動産の所在地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請手続

□ 提出書類

- ・ 建築確認申請書（通知書）の写し
- ・ 建物平面図
- ・ 不動産取得税申告書
- ・ 耐震基準適合証明書等（必要な場合）
- ・ マイナンバーを確認するための書類等

なお、新築又は売買等により取得する家屋についてその事実関係が分かる書類については、建築確認申請書、建物平面図等さまざまなケースが考えられますので、申請の際は取得する不動産の所在地を管轄する県税事務所へ確認の上申請してください。

□ 受付窓口

○ 県税事務所

※ 制度等の問い合わせは、不動産の所在地を管轄する県税事務所にお願いします。

事務所名	電話番号 [FAX 番号]	住所	管轄地域
博多県税事務所	092-260-6002 [092-260-6011]	〒812-8542 福岡市博多区博多駅東 1-17-1 (コネクトスクエア博多内)	福岡市博多区・南区
東福岡県税事務所	092-641-0147 [092-641-0136]	〒812-8543 福岡市東区箱崎 1-18-1 (県粕屋総合庁舎内)	福岡市東区・宗像市・古賀市・福津市・糟屋郡
西福岡県税事務所	092-735-6144 [092-715-4824]	〒810-8515 福岡市中央区赤坂 1-8-8 (県福岡西総合庁舎内)	福岡市中央区・西区・城南区・早良区・糸島市
筑紫県税事務所	092-513-5575 [092-513-5597]	〒816-8558 大野城市白木原 3-5-25 (県筑紫総合庁舎内)	筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市
北九州東県税事務所	093-592-3502 3513 [093-592-8913]	〒803-8512 北九州市小倉北区城内 7-8 (県小倉総合庁舎内)	北九州市門司区・小倉北区・小倉南区・行橋市・豊前市・京都郡・築上郡
北九州西県税事務所	093-662-9315 [093-681-4532]	〒805-0062 北九州市八幡東区平野 2-13-2	北九州市若松区・戸畠区・八幡東区・八幡西区・中間市・遠賀郡
飯塚・直方県税事務所	0948-21-4904 4908 [0948-23-3806]	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 (県飯塚総合庁舎内)	直方市・飯塚市・田川市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡
久留米県税事務所	0942-30-1015 1016 1074 [0942-32-3751]	〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 (県久留米総合庁舎内)	大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・うきは市・朝倉市・みやま市・朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡